

専決処分の報告について

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、
地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

専 決 処 分 書

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

52,745円

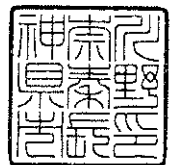
2 賠償の相手方

秦野市東田原1397番地の2

大 津 祐 也

令和7年7月1日

秦野市長 高 橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

令和7年4月30日（水）午後8時頃

(2) 発生場所

秦野市東田原1397番地先

(3) 事故の状況

大津祐也さんの運転する普通自動車が、上記場所の市道東田原99号線を走行中、アスファルト舗装の陥没箇所に右前輪を落とし込み、車両の一部が損傷した。

(4) 本市の責任原因

市道の管理^{かし}瑕疵

(5) 本市の責任割合

70パーセント